

○財務省告示第二百七十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和五年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和四年十月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 出 各				証 出 各			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
90.01	[略]			90.01	[同左]		
90.25	[略]			90.25	[同左]		
90.26	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。）			90.26	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。）		
9026.10	－液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの			9026.10	－液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの		
	100 <u>－電気式のもの</u>	NO	KG		110 <u>－電子式のもの</u>	NO	KG
	900 <u>－その他のもの</u>	NO	KG		190 <u>－その他のもの</u>	NO	KG
9026.20	－圧力の測定用又は検査用のもの			9026.20	－圧力の測定用又は検査用のもの		
	120 <u>－絶対圧力を測定することができるもの</u>	NO	KG		110 <u>－電子式のもの</u>	NO	KG
	190 <u>－その他のもの</u>	NO	KG		190 <u>－その他のもの</u>	NO	KG
	910 <u>－絶対圧力を測定することができるもの</u>	NO	KG		900 <u>－その他のもの</u>	NO	KG
	990 <u>－その他のもの</u>	NO	KG				
9026.80	[略]			9026.80	[同左]		
9026.90	[略]			9026.90	[同左]		
90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム			90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム		

9027.10				9027.10					
}	[略]			}	[同左]				
9027.50				9027.50					
	—その他の機器				—その他の機器				
9027.81	[略]			9027.81	[同左]				
9027.89	000		NO KG	9027.89	—その他のもの				
					100	—分析機器		NO	KG
					900	—その他のもの		NO	KG
9027.90	[略]			9027.90	[同左]				
90.28				90.28					
}	[略]			}	[同左]				
90.31				90.31					
90.32	自動調整機器			90.32	自動調整機器				
9032.10	[略]			9032.10	[同左]				
9032.20	[略]			9032.20	[同左]				
	—その他の機器				—その他の機器				
9032.81	[略]			9032.81	[同左]				
9032.89	—その他のもの			9032.89	—その他のもの				
	100		NO KG		—電気式のもの				
					—電子式のもの				
					111	—自動電圧調整機器		NO	KG
					112	—温度、液面又は流量の自動調整機器		NO	KG
					119	—その他のもの		NO	KG
					190	—その他のもの		NO	KG
	900		NO KG		900	—その他のもの		NO	KG
9032.90	[略]			9032.90	[同左]				
90.33	[略]			90.33	[同左]				
[略]				[同左]					
94.01				94.01					
}	[略]			}	[同左]				
94.04				94.04					
94.05	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの			94.05	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの				

0402.10	[略] —粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）
0402.21	—砂糖その他の甘味料を加えてないもの —脂肪分が全重量の5%を超えるもの —脂肪分が全重量の30%以下のもの
111	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの <u>—その他のもの</u> <u>—関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u>
131	<u>—環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の11のTWQ-JP11に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項において「欧州連合協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の24のTRQ-23に掲げる品目に分類されるもの</u>
132	<u>—環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の12のTWQ-JP12に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の25のTRQ-24に掲げる品目に分類されるもの</u>
139	<u>—その他のもの</u> —その他のもの
121	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

KG

KG

KG

KG

KG

0402.10	[同左] —粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）
0402.21	—砂糖その他の甘味料を加えてないもの —脂肪分が全重量の5%を超えるもの —脂肪分が全重量の30%以下のもの
111	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
119	<u>—その他のもの</u>
121	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

KG

KG

KG

	-----その他のもの	
	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	
141	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の11のTWQ-JP11に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の24のTRQ-23に掲げる品目に分類されるもの	
142	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の12のTWQ-JP12に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の25のTRQ-24に掲げる品目に分類されるもの	
149	-----その他のもの	
	----その他のもの	
	-----学校等給食用のもの及び飼料用のもの	
	-----学校等給食用のもの	
211	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	
212	-----その他のもの	
	-----飼料用のもの	
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	
217	-----その他のもの	
	-----その他のもの	
221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	-----その他のもの	
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	
229	-----その他のもの	

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

129	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
	-----学校等給食用のもの及び飼料用のもの	
	-----学校等給食用のもの	
211	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
212	-----その他のもの	KG
	-----飼料用のもの	
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
217	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
229	-----その他のもの	KG

0402.29				0402.29			
}	[略]			}	[同左]		
0402.99				0402.99			
04.03				04.03			
}	[略]			}	[同左]		
04.10				04.10			
[略]				[同左]			
16.01	[略]			16.01	[同左]		
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類			16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類		
1602.10				1602.10			
}	[略]			}	[同左]		
1602.49				1602.49			
1602.50	－牛のもの			1602.50	－牛のもの		
100	－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに 限る。）	KG		100	－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに 限る。）	KG	
	－その他のもの				－その他のもの		
	－牛の臓器及び舌のもの				－牛の臓器及び舌のもの		
210	－気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	KG		210	－気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	KG	
	－その他のもの				－その他のもの		
291	－単に水煮したもの	KG		291	－単に水煮したもの	KG	
<u>298</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>292</u>	<u>－気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>	
				<u>299</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>KG</u>	
	－その他のもの				－その他のもの		
	－牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全 重量の30%未満のもの				－牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全 重量の30%未満のもの		
	－気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）				－気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）		
310	－米を含むもの	KG		310	－米を含むもの	KG	
320	－その他のもの	KG		320	－その他のもの	KG	
	－その他のもの				－その他のもの		
	－米を含むもの				－米を含むもの		

331	-----気密容器入りのもの	KG	331	-----気密容器入りのもの	KG
339	-----その他のもの	KG	339	-----その他のもの	KG
390	-----その他のもの	KG		-----その他のもの	
	-----その他のもの		391	-----気密容器入りのもの	KG
	-----単に水煮した後に乾燥したもの		399	-----その他のもの	KG
	-----気密容器入りのもの			-----その他のもの	
410	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	KG	410	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	KG
420	-----その他のもの	KG	420	-----その他のもの	KG
490	-----その他のもの	KG	490	-----その他のもの	KG
	-----調味した後に乾燥したもの			-----調味した後に乾燥したもの	
	-----気密容器入りのもの			-----気密容器入りのもの	
510	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	KG	510	-----冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	KG
520	-----その他のもの	KG	520	-----その他のもの	KG
590	-----その他のもの	KG	590	-----その他のもの	KG
600	-----コーンビーフ	KG	600	-----コーンビーフ	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
700	-----気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	KG	700	-----気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	KG
	-----気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに 限るものとし、野菜を含むものを除く。）			-----気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていない ものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	
810	-----単に水煮したもの	KG	810	-----単に水煮したもの	KG
890	-----その他のもの	KG	890	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
910	-----単に水煮したもの	KG	910	-----単に水煮したもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
991	-----気密容器入りのもの	KG	991	-----気密容器入りのもの	KG
999	-----その他のもの	KG	999	-----その他のもの	KG
1602.90	[略]		1602.90	[同左]	
16.03			16.03		
}	[略]		}	[同左]	
16.05			16.05		

[略]			[同左]		
18.01				18.01	
↳	[略]			↳	[同左]
18.05				18.05	
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品			18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
1806.10	[略]			1806.10	[同左]
1806.20	－その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が２キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が２キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）			1806.20	－その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が２キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が２キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）
	－第０４．０１項から第０４．０４項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の１０％未満のものに限る。）				－第０４．０１項から第０４．０４項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の１０％未満のものに限る。）
	－－－ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の３０％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				－－－ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の３０％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）
311	－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		311	－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
319	－－－－その他のもの	KG		319	－－－－その他のもの
	－－－－その他のもの				－－－－その他のもの
321	－－－－砂糖を加えたもの	KG		321	－－－－砂糖を加えたもの
322	－－－－その他のもの	KG		322	－－－－その他のもの
	－－その他のもの				－－その他のもの
	－－－砂糖を加えたもの				－－－砂糖を加えたもの
	－－－－チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品				－－－－チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品
112	－－－－－チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の５０％以上のもの	KG		112	－－－－－チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の５０％以上のもの
	－－－－－その他のもの				－－－－－その他のもの
113	－－－－－各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG		113	－－－－－各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
119	－－－－－その他のもの	KG		119	－－－－－その他のもの
	－－－－－その他のもの				－－－－－その他のもの
121	－－－－－しよ糖の含有量が全重量の５０％以上のもの	KG		121	－－－－－しよ糖の含有量が全重量の５０％以上のもの
129	－－－－－その他のもの	KG		129	－－－－－その他のもの

	<p>----その他のもの</p> <p>210 -----チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>-----その他のもの</p> <p>-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</p> <p>291 -----環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の13のTWQ-JP13に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項において「欧州連合協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の20のTRQ-19に掲げる品目に分類されるもの</p> <p>292 -----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の14のTWQ-JP14に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の21のTRQ-20に掲げる品目に分類されるもの</p> <p>293 -----その他のもの</p> <p>-----その他のもの</p> <p>296 -----包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下この項において「英国協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の8の（a）に定めるもの</p> <p>297 -----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の9の（a）に定めるもの</p> <p>299 -----その他のもの</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	
1806.31		
}		

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

	<p>----その他のもの</p> <p>210 -----チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>290 -----その他のもの</p>	
1806.31		
}		

KG

KG

[同左]

[同左]

1806.90			1806.90		
[略]			[同左]		
20.01				20.01	
↳	[略]		↳	[同左]	
20.07			20.07		
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
	[略]			[同左]	
2008.11			2008.11		
↳	[略]		↳	[同左]	
2008.80	－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）		2008.80	－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）	
2008.91			2008.91		
↳	[略]		↳	[同左]	
2008.97			2008.97		
2008.99	－－その他のもの		2008.99	－－その他のもの	
100	－－－梅	KG	100	－－－梅	KG
	－－－その他のもの			－－－その他のもの	
	－－－－砂糖を加えたもの			－－－－砂糖を加えたもの	
	－－－－－パルプ状のもの			－－－－－パルプ状のもの	
211	－－－－－バナナ及びアボカド	KG	211	－－－－－バナナ及びアボカド	KG
215	－－－－－その他のもの	KG	215	－－－－－その他のもの	KG
	－－－－－その他のもの			－－－－－その他のもの	
212	－－－－－ベリー及びブルー	KG	212	－－－－－ベリー及びブルー	KG
	－－－－－バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			－－－－－バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
213	－－－－－気密容器入りのもの	KG	213	－－－－－気密容器入りのもの	KG
214	－－－－－その他のもの	KG	214	－－－－－その他のもの	KG
	－－－－－第1212.21号の物品のもの			－－－－－第1212.21号の物品のもの	
217	－－－－－しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	KG	217	－－－－－しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	KG
	－－－－－その他のもの		218	－－－－－その他のもの	KG

-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの

261 -----環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項において「欧州連合協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの

262 -----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の24のTWQ-JP24に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の13のTRQ-12に掲げる品目に分類されるもの

-----その他のもの

265 -----包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下この項において「英国協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の（a）に定めるもの

266 -----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の6の（a）に定めるもの

269 -----その他のもの

-----その他のもの

216 -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし

219 -----その他のもの

-----その他のもの

-----バルブ状のもの

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

-----その他のもの

216 -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし

219 -----その他のもの

-----その他のもの

-----バルブ状のもの

KG

KG

	-----バナナ、アボカドー及びブルー		
221	-----バナナ及びアボカドー	KG	
222	-----ブルー	KG	
	-----その他のもの		
226	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG	
234	-----カムカム	KG	
227	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの		
223	-----ブルー	KG	
	-----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
224	-----気密容器入りのもの	KG	
225	-----その他のもの	KG	
228	-----さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	KG	
	-----第1212.21号の物品のもの		
233	-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	KG	
235	-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）	TH KG	
239	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの		
231	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	KG	
236	-----カムカム	KG	
232	-----爆裂種のとうもろこし（通常気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	KG	
251	-----かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	KG	
259	-----その他のもの	KG	
20.09	[略]		

[略]

	-----バナナ、アボカドー及びブルー		
221	-----バナナ及びアボカドー	KG	
222	-----ブルー	KG	
	-----その他のもの		
226	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG	
234	-----カムカム	KG	
227	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの		
223	-----ブルー	KG	
	-----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
224	-----気密容器入りのもの	KG	
225	-----その他のもの	KG	
228	-----さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	KG	
	-----第1212.21号の物品のもの		
233	-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	KG	
235	-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）	TH KG	
239	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの		
231	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	KG	
236	-----カムカム	KG	
232	-----爆裂種のとうもろこし（通常気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	KG	
251	-----かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	KG	
259	-----その他のもの	KG	
20.09	[同左]		

[同左]

28.01	[略]			28.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
28.05				28.05			
	第2節 無機酸及び無機非金属酸化物				第2節 無機酸及び無機非金属酸化物		
28.06				28.06			
}	[略]			}	[同左]		
28.10				28.10			
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物			28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物		
	－その他の無機酸				－その他の無機酸		
2811.11	[略]			2811.11	[同左]		
2811.12	[略]			2811.12	[同左]		
2811.19	－－その他のもの			2811.19	－－その他のもの		
	100 <u>－－－臭化水素（臭化水素酸）</u>	KG		100 <u>－－－臭化水素酸</u>		KG	
	900 <u>－－－その他のもの</u>	KG		900 <u>－－－その他のもの</u>		KG	
	[略]				[同左]		
2811.21				2811.21			
}	[略]			}	[同左]		
2811.29				2811.29			
	[略]				[同左]		
28.12				28.12			
}	[略]			}	[同左]		
28.53				28.53			
[略]				[同左]			
33.01				33.01			
}	[略]			}	[同左]		
33.03				33.03			
33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品			33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		
3304.10				3304.10			
}	[略]			}	[同左]		

3304.30		－その他のもの		3304.30		－その他のもの	
3304.91	000	－パウダー（固形にしたものを含む。）	KG (3304.91		－パウダー（固形にしたものを含む。）	
			I. I		010	－おしろい	KG (
)				I. I
					090	－その他のもの	KG (
3304.99		[略]		3304.99		[同左]	I. I
33.05		[略]		33.05		[同左])
33.07		[略]		33.07		[同左]	KG (
		[略]				[同左]	I. I
		[略]				[同左])
56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ		56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	
		[略]				[同左]	
5601.21		[略]		5601.21		[同左]	
5601.29		[略]		5601.29		[同左]	
5601.30	000	－紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	KG	5601.30		－紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	
					100	－ミルネップ	KG
					200	－その他のもの	KG
56.02		[略]		56.02		[同左]	
56.09		[略]		56.09		[同左]	
		[略]				[同左]	
61.01		[略]		61.01		[同左]	
61.15		[略]		61.15		[同左]	
61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	

6116.10	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの ー綿製のもの			6116.10	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの ー綿製のもの		
155	――プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	PR	KG	153	――編み上げたもの	PR	KG
165	―――その他のもの ―――手袋	PR	KG	154	―――縫製したもの ―――その他のもの ―――手袋のもの	PR	KG
168	―――手袋以外のもの ――その他のもの	PR	KG	166	―――編み上げたもの	PR	KG
255	――プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	PR	KG	167	―――縫製したもの	PR	KG
260	―――その他のもの ―――手袋	PR	KG	168	―――手袋以外のもの ――その他のもの	PR	KG
265	―――手袋以外のもの [略]	PR	KG	253	―――編み上げたもの	PR	KG
6116.91	[略]			254	―――縫製したもの ―――その他のもの ―――手袋のもの	PR	KG
6116.99	[略]			263	―――編み上げたもの	PR	KG
61.17	[略]			264	―――縫製したもの	PR	KG
	[略]			265	―――手袋以外のもの [同左]	PR	KG
	[略]			6116.91	[同左]		
	[略]			6116.99	[同左]		
	[略]			61.17	[同左]		
	[略]				[同左]		
65.01	[略]			65.01	[同左]		
65.04				65.04			
65.05				65.05			
6505.00	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに			6505.00	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに		

	限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)			限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)				
	100	－ヘアネット	DZ	KG	100	－ヘアネット	DZ	KG
	900	－その他のもの	DZ	KG		－その他のもの		
					910	－編物製のもの	DZ	KG
					990	－その他のもの	DZ	KG
65.06	[略]			65.06	[同左]			
65.07	[略]			65.07	[同左]			
[略]				[同左]				
76.01	[略]			76.01	[同左]			
76.05	[略]			76.05	[同左]			
76.06	アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。)			76.06	アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。)			
	－長方形(正方形を含む。)のもの				－長方形(正方形を含む。)のもの			
7606.11	[略]			7606.11	[同左]			
7606.12	－アルミニウム合金のもの			7606.12	－アルミニウム合金のもの			
	－大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)				－大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)			
010	－大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)		KG	010	－大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)			KG
020	－航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)		KG	020	－航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)			KG
	－その他のもの				090	－その他のもの		KG
	－3000系合金のもの							
911	－厚さが0.35ミリメートルを超えるもの		KG					
919	－その他のもの		KG					
920	－5000系合金のもの		KG					

	930	-----6000系合金のもの		KG				
	990	-----その他のもの		KG				
7606.91		[略]			7606.91	[同左]		
7606.92		[略]			7606.92	[同左]		
76.07		[略]			76.07	[同左]		
76.16		[略]			76.16	[同左]		
[略]					[同左]			
85.01		[略]			85.01	[同左]		
85.03		[略]			85.03	[同左]		
85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター			85.04	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター		
8504.10		[略]			8504.10	[同左]		
8504.34		スタティックコンバーター			8504.34	スタティックコンバーター		
8504.40	010	---整流機器	NO	KG	8504.40	---整流機器		
						011	---シリコン整流機器	NO KG
						019	---その他のもの	NO KG
	090	---その他のもの	NO	KG	090	---その他のもの	NO	KG
8504.50		[略]			8504.50	[同左]		
8504.90		[略]			8504.90	[同左]		
85.05		[略]			85.05	[同左]		
85.40		[略]			85.40	[同左]		
85.41		半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子			85.41	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子		

91.12				91.12			
91.13		携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品		91.13		携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	
9113.10	000	－貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	KG	9113.10		－貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	
					010	－銀製又は白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）製のもの	KG
					020	－その他のもの	KG
9113.20		[略]		9113.20		[同左]	
9113.90		[略]		9113.90		[同左]	
91.14		[略]		91.14		[同左]	
[略]				[同左]			
96.01		[略]		96.01		[同左]	
96.14		[略]		96.14		[同左]	
96.15		くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品		96.15		くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品	
		[略]				[同左]	
9615.11		[略]		9615.11		[同左]	
9615.19		[略]		9615.19		[同左]	
9615.90		－その他のもの		9615.90		－その他のもの	
	010	－木製のもの	KG		010	－木製のもの	KG
	030	－鉄鋼製のもの	KG		030	－鉄鋼製のもの	KG
	070	－アルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの	KG		070	－アルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの	
					020	－アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	KG
					040	－アルミニウム製のもの	KG
	050	－その他の卑金属製のもの（貴金属をめつきしたものを除く。）	KG		050	－その他の卑金属製のもの（貴金属をめつきしたものを除く。）	KG
	060	－その他のもの	KG		060	－その他のもの	KG
96.16		[略]		96.16		[同左]	

96.20					96.20				
[略]					[同左]				